

連合神奈川・横浜地域連合

2022年度に向けた
政策・制度要求と提言

回 答 書

横 浜 市

目次

連 合 神 奈 川

「2022年度に向けた政策・制度要求と提言」回答

【経済・産業政策】	1
【雇用・労働政策】	3
【福祉・社会保障政策】	5
【社会インフラ政策】	9
【環境・エネルギー政策】	12
【教育・人権・平和政策】	14
【行財政政策】	17

「2022年度に向けた政策・制度要求と提言」横浜市回答

連合神奈川

【経済・産業政策】

1. 地域活性化と持続可能な地域経済の発展、そして非常時における雇用の維持をめざし、特に中小企業における「事業継続計画（BCP）」の策定支援や、今後も必要となる感染症対策等を含めた事業継続計画改定に向けて、技術的支援などをすすめること。

また、非常時に広範囲での対応が必要とされる避難計画策定にあたっては、各自治体の施設を含んだ地域資源の活用ができるよう支援と連携をすすめること。

<経済局>

災害時等の事前対策や初動対応に特化した「事業継続力強化計画」の普及啓発を進めながら、「事業継続計画（BCP）」の策定支援に繋げていきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の事業継続に課題が生じている状況を踏まえ、令和2年度から継続して実施している策定支援セミナーでは、地震や水災などの自然災害に加えて、感染症対策についても取り上げております。事業継続力強化計画の個別策定支援についても外郭団体や民間企業、さらに国・県などの関係機関と連携して、引き続き取り組んでいきます。

2. I o T、ビックデータ、A I 等を活用したデジタル化の進展は、コロナ禍で顕在化した経済・社会・産業構造における課題解決のため、さらに加速していくと考えられることから、市内産業におけるデジタル化の実態把握をすすめ、今後必要とされるI T人材の育成強化、中小企業におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向け、研究開発など各種支援を推進させること。

<経済局>

横浜市景況・経営動向調査において、市内企業のデジタル化実施状況について調査したところ、約3分の2の企業がデジタル化を実施していると回答

するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化に対する意識が急速に高まっています。

このため、テレワークやオンライン会議などの業務効率化や、生産性向上のためのIT・IoT導入促進により中小企業のデジタル化に向けた支援を行います。また、「I・TOP横浜」の取組を通じてIoT等の技術を活用した実証実験の支援や、IT分野における職業訓練事業の拡充の検討を行うなど、引き続き、実態を把握しながら多角的に支援を推進していきます。

3. 市内の企業等による、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出・吸収量の差し引きゼロ）をめざすため、今後必要とされる蓄電池開発や量産技術の確立など、産官学関係機関が一体となり、人材育成や設備投資への支援をすすめること。

<温暖化対策統括本部、経済局>

本市では「Zero Carbon Yokohama」の実現を目指すため、横浜市地球温暖化対策実行計画等に基づき、市民・事業者・市役所等のそれぞれの主体の取組による温室効果ガス排出削減を推進しています。また、国や産業界等と連携しながら脱炭素イノベーションの実現に向けた取組を推進していきます。

また、「中小企業設備投資等助成制度」では、生産性向上に資する設備投資等に必要な経費を助成することにより、カーボンニュートラルの取り組みを支援します。

【雇用・労働政策】

1. 妊娠・出産や育児をしながらすべての市民が就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底をはかること。特に、市内企業における長時間労働の削減とあわせ、仕事と家庭の両立支援制度等、施策の充実をはかること。

また今後の課題とされる、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを推進すること。

<政策局、経済局、健康福祉局、こども青少年局>

本市では、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」に認定しています。認定にあたっては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の条文を示し、その内容を遵守しているか確認しています。また、認定企業の中から、他の模範となる顕著な取組を実施している企業を「特別賞」、通算認定回数に応じて「継続賞」の表彰も行い、その取組事例を広く周知するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組への機運を高めています。

企業向け支援については、中小企業の多様で柔軟な働き方に向けた取組を支援するため、一般事業主行動計画の策定やテレワークの推進等をテーマとしたセミナーを開催し、周知啓発に努めていきます。

その他、働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」の配布やホームページを通じて、労働関係法制の周知啓発に取り組んでいます。今後もこれらの取組を通して広報や啓発に努めていきます。

ダブルケアについては、区役所や地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点等で相談を受け、利用できる支援制度等の説明を行っています。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、幅広く周知に取り組んでいます。

2. 雇用、福祉、教育の各行政機関が連携し、障がい者雇用の促進と、安心して働き続けることのできる就労環境を構築するため、ハローワークを核とした地域ネットワークの充実と、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を推進すること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対して、各種情報提供をはじめとする支援策について、横浜市障害者就労支援センターが中心となり推進すること。

<健康福祉局>

障害者雇用の促進に係る取り組みとして、神奈川県や神奈川労働局と連携し、障害者雇用に関する企業交流会等のセミナーの開催を行っています。

また、障害者雇用企業や就労継続支援事業所の、職場の取り組みや工夫点を共有することで、障害者雇用の促進を図る見学会等も行っています。

これらの取組等を通して、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築に向けた、企業への啓発に取り組んでいきます。

障害者雇用が進まない中小企業に対する企業支援については、障害者就労支援センターの連絡会を通して、定期的にハローワークに関する情報交換を行うなど他の就労支援機関と連携を図りながら、取り組んでいきます。

3. 教育現場の労働環境改善のため、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に基づき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。

特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」の客観的把握をすすめ、教育施策の見直しや学校の裁量による業務削減の推進と、各種支援員の増員をはかること。

<教育委員会事務局>

教職員の働き方改革については、平成30年3月から導入したICカードによる出退勤管理により、年間を通して教職員の勤務実態を客観的に把握することができるようになりました。実態を踏まえ、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」に掲げた4つの戦略と40の取組を複合的に進め、教職員の働き方改革を一層推進していきます。

また、職員室業務アシスタントや部活動指導員の配置、ICT支援員の派遣等に引き続き取り組みます。

【福祉・社会保障政策】

1. 新型コロナ感染症対策の検証と、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を意識し、「地域医療構想」の再検討をするとともに、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制強化をはかること。

<医療局、健康福祉局>

新興感染症等への対応は医療法の改正により「医療計画」に位置付けられることになっています。地域医療構想については、基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、県と連携し、着実に取組を進めていきます。

衛生研究所や保健所の体制強化については、人員の配置や予算の確保など必要な対応を取りながら、感染症対策に万全を尽くしていきます。

2. 感染症拡大による介護サービスの受入れ停止の影響で、認知症への移行や持病の悪化などが懸念されること、また高齢者への感染リスクや、クラスターの発生・感染時の重篤化など、介護サービスの維持が困難になることから、これまでの感染症対策について検証をすすめ、介護サービスが維持できる体制・設備強化など、支援の充実をはかること。

<健康福祉局>

介護現場への支援については、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援する「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」や、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者に直接サービスを提供した従事者に対する手当相当額の補助金を交付する「横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助事業」などを一定の条件のもと講じています。また、施設等に対して、巡回訪問により感染防止対策の指導・活動支援も行っています。

引き続き、介護事業所等に対して必要な支援を実施していきます。

3. 安心して生活することができる社会をめざし、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築するため、医療・介護・保育人材の確保にあたっては、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き働き甲斐をもち、

働き続けることのできる魅力ある職場をめざした各種施策の拡充をはかること。

＜医療局、健康福祉局、こども青少年局＞

将来に向けた医療人材の確保にあたり、市内病院における働き方改革や勤務環境改善等を後押しする取組を実施しています。また、神奈川県ナースセンターと連携し復職支援を行うとともに、復職後の不安や課題などに対応するフォローアップ研修を開催しています。

介護人材については、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画においても引き続き①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として取り組んでいくとともに、介護職員処遇改善加算等の制度活用を促していきます。

なお、介護サービス施設・事業者を対象に、ハラスメント対策を強化する内容の基準を令和3年度から加えたところです。本市としましては、実地指導や集団指導等の機会を捉えて、今後も必要な対応をしてまいります。

保育士等については、平成30年度から国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう本市独自助成を実施しています。保育士がより一層自信と誇りを持って長く働くことができるよう、職員配置加算等の独自助成を引き続き行い、保育士の処遇改善に努めてまいります。また、引き続き職場内・外の研修の充実を図り、オンライン研修の開催により、受講の機会を拡充し、専門性の向上を支援します。

人材確保に向けては、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士・保育所支援センター、保育士就職面接会、保育士修学資金等の貸付、再就職支援貸付事業、保育士確保コンサルタント派遣事業などに取り組んでいます。また、保育士の休憩室や更衣室等の整備に対して補助を行う保育士等の職場環境改善事業、保育所等の利用調整における保育士の子どもの優先的取扱い、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例による保育士の負担軽減、手厚い保育士配置基準など、保育士の定着に向けての取組も進めています。

4. 引き続き社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、関連施設の増強や、必要な方が利用しやすい施策の充実をはかること。

また、子どもの命と健康を守るため、子ども・子育て支援新制度の更なる充実をはかり、子育て世帯への負担軽減となる施策を推進すること。

＜こども青少年局、健康福祉局＞

本市では、子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。計画に基づき、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援に取り組んでいます。

今後とも、「横浜市子ども・子育て会議」において、毎年度の取組状況について点検・評価を行うなど、子ども・子育て家庭のニーズを踏まえて、きめ細かく子ども・子育て支援施策を推進していきます。

小児医療費助成については、厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営をはかりながら、検討を進めていきます。

5. 昨今社会問題となっている貧困問題の対応の一つとして、未利用の食料品を地域資源として有効活用するため、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」「子ども食堂」さらには「生理の貧困」など、地域におけるネットワークの拡大や活動普及に向けた支援の充実をはかること。

＜資源循環局、健康福祉局、こども青少年局、政策局、教育委員会事務局＞

フードバンクやフードドライブ等の活動、社会福祉協議会や子ども食堂等の取組等による食糧支援については、貧困問題への対応の一つとして有効であると考えています。今後も、フードバンク団体を含む関係機関と協力しながら地域で行われている各取組の支援をしてまいります

「生理の貧困」問題への対応について、市内防災備蓄庫に備蓄している生理用品の更新時期に合わせ、フードバンク等を通じて有効活用を行います。

また、民間企業と連携し、市庁舎や男女共同参画センター横浜北に生理用ナプキンの無料提供機器を設置し、ジェンダー平等の実現に向けた機運醸成を図っています。

生理用品を用意できない児童生徒の背景は、貧困だけでなく、虐待、家族構成や家族関係、月経への考え方、生理用品を購入することに対する羞恥心など多岐にわたります。このため、物資の提供だけで問題を解決することは困難であり、児童生徒一人ひとりに応じた支援や指導が必要です。令和3年度は、市内防災備蓄庫に備蓄している生理用品の一部を、市立学校における保健指導等に活用しました。学校生活や児童生徒自身の健康に関する重要

な話題の一つとして、児童生徒自ら話ができるよう、今後も支援・指導を行ってまいります。

【社会インフラ政策】

1. 大規模災害発生時における、被災状況の収集や情報発信に必要な通信手段の確保、情報提供のあり方など、地域に確実に伝わる取り組みを強化すること。また、AIを活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、広域的な安否確認や避難誘導の迅速化で大規模災害発生時の被害低減をめざすこと。

<総務局>

本市では、災害情報・被害情報などを一元的に収集・集約できる危機管理システムを整備しています。

また、避難指示などの情報発信についても、同システムを用いて、Lアラート（放送事業者等への情報発信）・防災情報Eメール・緊急速報メール・Yahoo!防災速報・ツイッター等で発信できるようにしているほか、ホームページ・FAX・個別訪問・広報車などの手段も用いています。また、令和3年度末までに市内で190台の防災スピーカーの整備が完了します。これらの様々な手段により、確実な情報収集・発信に取り組んでいます。

市民の避難行動のサポートについては、ハザードマップによる危険性判定、避難場所の開設状況・経路確認、一人ひとりの避難行動である「マイ・タイムライン」作成等の機能を備えたアプリを開発するなど、大規模災害発生時の被害低減を目指し、取組を強化しています。

今後も、AIを含むデジタル技術の進展を踏まえ、防災施策へのデジタル活用について検討していきます。

2. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、すべての生活者に必要な交通の維持・確保に対する各種支援施策の充実と体制強化をはかること。

<都市整備局>

横浜都市交通計画（平成20年3月策定、平成30年10月改定）では、誰もが移動しやすい地域交通の実現を政策目標として掲げています。関係機関や交通事業者等と連携しながら、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実や医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めるとともに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入に向け、取組を進めています。さらに、

令和2年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、地域に適した移動サービスの導入に向けた取組を一層推進するため、市民・企業、交通事業者、行政等が参加する「横浜市交通政策推進協議会」等において意見交換を行っています。

3. 横浜都市交通計画など都市づくりに係る計画の策定・実施にあたっては、平常時・非常時と、重要なライフラインを担う物流の社会的役割と重要性を踏まえた施策が重要である。

特に都市部のインフラ整備については、物流の効率化のため共同配送拠点や、荷捌き駐車場の整備など、地域の物流事業者や住民など関係箇所と連携した施策の推進をはかること。

<都市整備局>

平成30年3月に策定した都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、流通業務地について、「広域交通体系の整備に対応した物流機能の充実強化と集約再編を図るとともに、物流の効率化と体系化のための新たな流通業務地の形成を計画的に進める」としています。また、卸売流通業務地については、「既存の物流施設の拡充と新たな埋立地の利用促進を図るとともに、高速道路インターチェンジ周辺等の交通利便性の高い地区で、倉庫や配送センター等の卸売り流通業務地の形成を図る」としています。

なお、荷捌き駐車場の整備について、横浜市では、一定の規模以上の特定用途の建築物の建築にあたり、横浜市駐車場条例にて敷地内への荷捌き車両用の駐車施設等の附置を義務付けています。

物流の効率化のためにも、今後も民間事業者等と連携しながら施策を推進してまいります。

4. 「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化と必要な支援をはかること。

また、改正健康増進法において、配慮義務が必要とされる路上等の施設外での受動喫煙防止対策について、引き続き安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

<健康福祉局>

健康増進法の趣旨や内容について、市民や事業者に対し、広く周知啓発を行うとともに、事業所等への法に基づく助言や指導を実施し、ルールが順守

される環境づくりを一層促進します。

路上等での受動喫煙防止対策については、関係機関と連携し、法に定めのある喫煙時の配慮について広く周知を行うことで、市域における受動喫煙防止の気運醸成に努めます。

【環境・エネルギー政策】

1. 国における2050年カーボンニュートラルの宣言によって、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正がすすめられている。そこで地方自治体における環境に関する計画の見直しにあたっては、行政と民間企業等との連携をすすめ、環境技術開発への支援を拡充すること。

また、市内企業において、実施・計画されている地球温暖化対策に有効な取り組みについて、各種支援を展開するための情報発信をすすめること。

＜温暖化対策統括本部、経済局＞

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正や、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定等を受け、横浜市地球温暖化対策実行計画の改定に向けて検討を行っています。改定に際して、脱炭素化やSDGsを持続可能な経営や新たな成長戦略に位置づけ、国や産業界等と連携して脱炭素イノベーションの創出に取り組むとともに、市内事業者の円滑な脱炭素社会への移行を支援する取組を進めていきます。

また、市内事業者向けに「脱炭素ガイドライン」を作成し、経済界の皆様のご協力もいただきながら、中小・小規模事業者の皆様の意識醸成を図るとともに、中小・小規模事業者の皆様の再エネの活用を促進し、脱炭素経営を支援してまいります。

2. 市民および事業者の地球温暖化などに関する環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動をすすめること。

また、オフィスなど事業所における省エネルギー対策の支援や、家庭で省エネ性能に優れた家電製品への買替促進・住まいの省エネ改修への補助制度の充実をはかること。

＜温暖化対策統括本部、環境創造局、建築局＞

「横浜市地球温暖化対策推進協議会」や「ヨコハマ・エコ・スクール」を通じ、市民向けの講座や見学会等を開催するほか、「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」では、事業所向けの省エネ講習の実施など、今後も多様な団体や企業と連携した事業を展開します。環境意識の向上をはじめ、行動変容を促すことで、温室効果ガス削減に向けた効果的な広報・普及啓発を実施します。

また、環境に配慮した機器への補助事業である「自立分散型エネルギー設

備設置費補助事業」や、「住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度」のような既存住宅の改修への支援等の取組を引き続き実施するとともに、補助事業の御案内等に関する効果的な広報活動にも取り組みます。

3. 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進に向けて、市民及び事業者に対して、改めて廃棄物の発生抑制および各種リサイクル制度の周知と「食品の取引慣行の見直し」議論を踏まえた啓発に取り組むこと。

<資源循環局>

取引慣行の見直しについては、加工食品の納品期限の見直しについて、国が関係団体に通知を行っています。こうした国の動きも踏まえながら、今後機会を捉えて食品ロスの現状や食品ロス削減、食品リサイクルの取組について市民・事業者に対し、積極的に広報啓発を行ってまいります。

【教育・人権・平和政策】

1. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。

また、今後進められる少人数学級の実現に向けて、加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増となるよう教員の確保、学校施設整備などを計画的に推進し、誰一人取り残すことなく、すべての可能性を引き出す教育を実現すること。

＜教育委員会事務局＞

教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちが安心して学校生活を送るためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがチーム学校の専門職として、教職員とともに支援を行う必要があります。両専門職に期待される役割は非常に大きいものがある一方で、現状の滞在時間では十分な支援を行い難く、支援の質の向上等の課題もあります。今後は、増え続ける児童生徒の抱える課題に対応するためにも、管理・育成体制強化による支援の質の向上や平準化、人員拡大等による各学校の滞在時間増など、さらなる体制の強化について検討を行ってまいります。職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、令和元年度より全小中義務教育学校に配置していますが、更なる配置については、財源の確保や人材の確保に課題があるため対応を検討してまいります。

国は小学校の全学年について、学級編制の標準を令和3年度から5年かけて段階的に35人学級へ引き下げることとしています。本市としましても、国の動向を踏まえた人材の確保等、対応してまいります。

学校施設整備については、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」や「学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）」などを踏まえて、計画的に推進してまいります。

2. 外国にルーツを持つ市民と児童・生徒の教育の権利と機会を確保するため、就学に関する情報をより多くの言語（多言語）、および、いわゆる「やさしい日本語」で保護者へ伝えること。

あわせて日本語教育および母語・母文化教育の支援をするため、通訳等の充実、地域で活動するNPO等との協働に取り組むこと。

<教育委員会事務局、国際局>

外国籍児童が就学の機会を逸することがないように、次年度小学校新入学年齢の外国籍の子どもの保護者に向けて「市立学校への就学案内」（日本語を含む10言語）を送付しています。また、経済的な理由で就学が困難な世帯に就学を奨励する制度のご案内「就学援助制度のお知らせ」は、ルビ付きの日本語を含め9言語で対応しています。

日本語指導が必要な外国籍等児童生徒の受入れ手引きとして、横浜市ホームページに「ようこそ横浜の学校へ」（Ⅰ 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引、Ⅱ 学校通知文・用語対訳集（※7か国語対訳）、Ⅲ 保護者の方へ～横浜の学校生活～）を掲載しております。（※7か国語：英語、中国語、スペイン語、タガログ語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語）

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和2年8月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。今後も、支援の充実に取り組んでいきます。

3. ヘイトスピーチ解消法の成立から5年を迎えるが、ヘイトスピーチ規制条例の制定をめぐって「日本人差別の条例」などの妄言・デマを流布し、外国人への敵意を煽るヘイト街宣やデモが行われていること、またインターネット上での被害者救済が不十分な実態を踏まえ、差別禁止と被害者救済を鮮明にした条例制定について検討すること。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず理念法にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。

<市民局>

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

4. 市内米軍基地機能の整理・縮小・返還、日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地における航空機騒音の解消等について、引き続き神奈川県基地関係県市連絡協議会の構成自治体との連携をすすめ、基地周辺住民の不安解消をめざし、快適な生活を送れるよう国に要請すること。

<政策局>

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題についても、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して適切な対応を求めています。

5. 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女平等参画に関する条例・計画の実効性を検証すること。あわせて、男女平等に関する各種施策の進捗状況を把握し、市民への周知と、必要な施策の改善などについて取り組みをすすめること。

<政策局>

男女共同参画行動計画で掲げた取組を推進し、各施策の実施状況等を明らかにするため、毎年報告書を作成して市ホームページで公表しています。引き続き、外部有識者等により構成される男女共同参画審議会からの意見も踏まえ、必要な施策を推進していきます。

【行財政政策】

1. 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、地方行政と地域の連携により引き続き消費者被害の未然・拡大防止につとめるとともに相談体制を強化すること。

また、消費者市民社会の実現に向け、社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動について普及・啓発をはかること。さらに中高生等若年層に対しては、消費者被害から自らを守ることはもちろんのこと、知識や社会経験の乏しさから消費者問題に係る犯罪の加害者とならないよう、学校への出前講座などを活用した消費者教育を推進すること。

<市民局、経済局>

高齢者等の特殊詐欺被害の未然防止と拡大防止を図るために、引き続き、県警や防犯協会などと連携して、留守番電話の設定など被害防止の対策を取っていただくよう、あらゆる機会を活用して呼びかけていきます。また、消費者市民社会の形成を目指し、消費者教育を推進してまいります。

中高生等若年層に対しては、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止をテーマとした学校での出前講座を行うなど、必要な啓発・情報発信に取り組みます。

2. 制度が導入され1年が経過した「会計年度任用職員制度」については、良質な公共サービスを維持し続けるためにも、引き続き、正職員との均等・均衡待遇や雇用継続など、雇用の安定と労働条件の適正化に努めること。また、必要な財源の確保を国に働きかけること。

<総務局>

会計年度任用の職の任期は法令上1年間を上限としており、原則としては任期ごとに公募、選考等による能力実証が必要ですが、本市では雇用の安定の観点や国・他都市の状況も踏まえ、公募によらない再度の任用を4回まで可能としています。

本市が雇用する職員の労働条件につきましては、これまでどおり国等の動向なども見ながら、職員団体等と十分話し合うとともに、必要な財源については、機会をとらえて、国に要望してまいります。

3. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。横浜市は、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。

<財政局>

公共サービスの質を確保するとともに、労働者の皆様の雇用と適正な労働条件を守ることは大変重要であると考えており、公契約条例は、そのための方策の一つであると認識しています。

これまで、過度な低価格競争を防止する対策を実施してきましたが、引き続き、低入札対策等を進めていきます。また、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、働く人の雇用や労働条件を守るための環境整備に取り組めます。